

一般社団法人日本脳神経超音波学会 認定脳神経超音波検査士

実技試験施行細則

(平成 21 年 5 月 18 日制定)

(平成 21 年 7 月 10 日改訂)

(平成 23 年 4 月 30 日改訂)

(平成 27 年 6 月 4 日改訂)

(実技試験の実施・評価項目)

第 1 条

実技試験は健常被検者を対象に、頸部超音波検査および経頭蓋超音波検査の実技を以下に挙げた項目について行い、2 名の実技試験委員が個別に判定するものとする。

A. 頸部超音波検査

- 1) 総頸動脈から内頸動脈にかけて、短軸でスキャン。
- 2) 内頸動脈を外頸動脈と区別して、長軸で描出。(写真)
- 3) 総頸動脈長軸像にて、最厚部の IMT 計測。(写真)
- 4) 総頸動脈の長軸像にて血流速度をドプラ法で計測。(写真)
- 5) 椎骨動脈を長軸像で描出し、横突起間で血流速度を計測。(写真)

B. 経頭蓋超音波検査

- 6) 側頭窓(ウィンドウ)からセクタ探触子(プローブ)で中脳を描出。
- 7) 中大脳動脈を描出し同定する。
- 8) 中大脳動脈の血流波形を角度補正して計測する。(写真)

C. 全体評価

- 9) 検査時間
- 10) 被験者および探触子(プローブ)の扱い(被験者の感想を含む)

(判定基準)

第 2 条

各細項目の評価は 3 段階評価とし、2 点、1 点、0 点を付与する。併せて計測全体の印象を 5 段階で評価する。

2. 判定基準は、資格認定委員会で定める実技試験判定基準(内規)に基づくものとする。
3. 実技試験の制限時間は全体で 20 分とする。
4. 実技試験の最終判定は、一般社団法人日本脳神経超音波学会 認定脳神経超音波検査士試験施行規則 第 4 条 5, 6 項の基準に基づき行う。ただし、実技試験の制限時間 20 分を超えたときはその時点で、失格とする。なお、試験の継続が困難な場合や、やむを得ない

事由により制限時間を超えた場合は、実技試験委員長の判断とする。

5. 2人の実技試験委員の3段階評価をすべて合計し、その合計点によって、A：優(40~33点)、B：良(32~25点)、C：可(24~17点)、D：不可(16点以下、または0点の項目が3つ以上ある場合)と判定する。なお、実技試験委員は評価の際に総評として計測全体の印象評価を付記し、最終判定の参考にする。

(最終判定)

第3条

実技試験の合否は、合否判定委員会で判定し、資格認定委員会です承の上、最終決定とする。

2. 最終判定には、指定した5項目の写真記録を判定資料として提出する。
3. 実技検査はビデオに記録し、合否判定の資料とすることができる。